平成２９年（再イ）第２号
北海道余市郡余市町栄町454番地21
再生債務者　佐藤　幸考
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日　札幌地方裁判所小樽支部
平成２９年（再イ）第２９号
千葉県松戸市下矢切148番地の２　グランフォーレ矢切403号
再生債務者　赤坂健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（再イ）第２号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2658番地の292
再生債務者　齋藤　準哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
平成２８年（再イ）第１８０号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目６番10―301号シティファミリー霞ケ丘Ａ棟
再生債務者　テーラーナカジこと　中路　正郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第１３３号
名古屋市中村区中村町２丁目82番地　アドバンス101号室（住民票上の住所）岐阜市日置江293番地
再生債務者　佐藤　良憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第１４４号
愛知県瀬戸市西茨町113番地の９　クレア瀬戸　702
再生債務者　石川　裕之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第１５３号
名古屋市昭和区楽園町138番地の２　ピアニッシモ２　３号
再生債務者　梅木　聖弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（再イ）第８号
三重県多気郡明和町大字佐田624番地３
再生債務者　岡田　　翁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日　　津地方裁判所松阪支部
平成２９年（再イ）第２８７号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目12番８号
再生債務者　木村　和弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（再イ）第３１３号
大阪府東大阪市高井田本通１丁目６番29号
再生債務者　冨築　重博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（再イ）第２９号
愛知県田原市浦町南松崎７番地　第６田原寮（開始決定時の住所）愛知県豊田市大林町９丁目99　アリビオ大林寮Ａ728号室
再生債務者　山田　　航
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２９年（再イ）第８号
広島県福山市箕島町6643番地
再生債務者　藤原　元宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（再イ）第８号
山口県宇部市大字妻崎開作498番地11
再生債務者　新貝　聡史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日　山口地方裁判所宇部支部
平成２９年（再イ）第９号
山口県宇部市大字妻崎開作498番地11
再生債務者　新貝　理恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日　山口地方裁判所宇部支部
平成２９年（再イ）第１０号
徳島県阿波市阿波町勝命北179番地８
再生債務者　川端　良宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日　　徳島地方裁判所民事部
平成２９年（再イ）第１１号
徳島県板野郡北島町新喜来字南ハリ６番地２
再生債務者　新居　伸公
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年９月14日　　徳島地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第18号
独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第１項第２号の規定により開始した都市計画公園の新設に関する工事が次のとおり完了するので、同条第５項の規定に基づき公告する。
平成 29 年９月 28 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　西村　志郎
1　特定公共施設の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業３・３・211―17号岩倉公園
2　工事の区域　茨木市岩倉町１番３
3　工事の種類　都市計画公園の新設に関する工事
4　工事の完了の日　平成29年９月28日